

基本問題専門調査会の今後の進め方について

1 設置目的

男女共同参画の基本的な考え方にかかるもの、及び基本的な考え方にかかわりが深く国民の関心も高い個別の重要課題について調査検討。

2 検討方針

- 基本的考え方に関するもの：男女共同参画の形成に向けての施策を講じていく上での基盤となる、基本的な考え方、概念等についての検討。
 - ①男女共同参画と男女平等概念
 - ②経済の構造変化と男女共同参画
 - ③男女共同参画達成のための指標
 - ④男女共同参画と家族のあり方
- 個別課題に関するもの：上記の基本的考え方とかかわりが深く、国民の関心も高い事項についての検討。
 - ⑤選択的夫婦別氏制

3 当面のスケジュール

第1回会合（平成13年5月14日）

- 男女共同参画社会の形成に向けてのこれまでの経緯について（男女共同参画社会基本法の制定経緯、同法の概要、基本計画の概要）
- 基本問題専門調査会の今後の進め方について

第2回会合（平成13年6月29日開催予定）

- 男女共同参画と男女平等概念（我が国における概念を中心として）
- 選択的夫婦別氏制をめぐる論点（実生活上の不利益、通称使用の問題点を中心として）

第3回会合（9月中旬）

- 男女共同参画と男女平等概念（諸外国における概念を中心として）
- 自由討議

第4回会合（11月上旬）

- 経済構造の変化と男女共同参画（雇用情勢の変化への対応を中心として）
- 自由討議

第5回会合（12月上旬）

- 経済構造の変化と男女共同参画（規制とセーフティネットのあり方を中心として）
- 自由討議

第6回会合（平成14年1月下旬）

- 論点の整理について

第7回会合（3月中旬）

- 論点の整理について

女性に対する暴力に関する専門調査会の今後の進め方について

1 設置目的

男女共同参画基本計画で対象としている、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭に置きつつ、今後の施策の在り方などについて調査検討を行う。

2 検討方針

- 専門調査会の検討対象は、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力全般であるが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が本年10月（配偶者暴力相談支援センター等に係る部分は平成14年4月）に施行されることから、当面は、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行う。
- 平成14年4月以降については、男女共同参画基本計画の実施状況や配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえつつ、女性に対する暴力に関する幅広い問題について検討を行う予定。

3 当面のスケジュール

第1回会合（平成13年4月20日）

- 政府における女性に対する暴力への取組について（男女共同参画基本計画の概要・暴力部分）【内閣府】
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律について【内閣府】
- 女性に対する暴力に関する専門調査会の今後の進め方について【内閣府】

第2回会合（5月21日）

- 一時保護の現状と問題について
【東京都女性相談センター所長 金子良江】
- 民間における活動の現状について
【女性の家HELPディレクター 大津恵子】

第3回会合（6月22日開催予定）

- 婦人保護の現状と問題について
【全国婦人保護施設連絡協議会会長 西宮幸治】
- 法律施行に向けての取組等について【内閣府、法務省】
- 討議

第4回会合（7月23日開催予定）

- 法律施行に向けての取組等について
【警察庁、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所】
- 意見募集の結果について【内閣府】
- 討議

第5回会合（9月上旬開催予定）

- 法律施行に向けての意見（案）について

第6回会合（9月下旬開催予定）

- 法律施行に向けての意見（案）について（まとめ）

苦情処理・監視専門調査会の今後の進め方について

1 設置目的

- 「男女共同参画基本計画」(平成12年12月12日閣議決定)の着実な実施のため、同計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視
- 男女共同参画社会の形成促進に向け、国民からの国の行政に対する苦情等を処理していくためのシステムについての検討

2 検討方針

- 監視：専門調査会での議論や関係府省からのヒアリングを踏まえ、「今後の監視の実施方針」(仮称)についての案を作成。男女共同参画会議として上記方針を決定の後、本実施方針に基づき、各府省の関連施策の実施状況を監視
- 苦情処理：関係府省や地方公共団体、有識者等からのヒアリング等を通じ、我が国の実情に適した苦情処理システムのあり方について検討

3 当面のスケジュール

第1回会合(平成13年4月11日)

- 本専門調査会における議論の進め方について

第2回会合(5月11日)

- 監視についての今後の議論の進め方について
- 埼玉県における男女共同参画に関する苦情処理制度について(深尾委員、埼玉県)

第3回会合（6月1日）

- 男女共同参画関連施策の概況について（内閣府、農林水産省）
- 女性関連施設における相談事業の概要について（桜井委員）

第4回会合（6月28日開催予定）

- 男女共同参画関連施策の概況について（文部科学省、厚生労働省）
- 今後の人権擁護施策の方向について（法務省）

第5回会合（7月26日開催予定）

- 男女共同参画関連施策の概況について（外務省）
- 「今後の監視の実施方針」（案）について

（9月頃 男女共同参画会議において、「今後の監視の実施方針」を決定）

第6回以降

- 「今後の監視の実施方針」に基づき、監視を実施
- 苦情処理について国の関係機関からのヒアリングや地方ヒアリング（※）を実施

※ 地方ヒアリングの開催予定日・場所

- ・平成13年9月11日 秋田県（秋田市）
- ・ " 10月18日 北九州市
- ・ " 11月26日 石川県（金沢市）

影響調査専門調査会の今後の進め方について

1 設置目的

女性のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行など、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討

2 検討方針

- 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府のすべての施策が、本専門調査会の対象となりうるとの観点から、広く各施策の企画・実施・結果評価の各段階に男女共同参画の視点を取り入れていくための自己評価システムを構築
- 女性のライフスタイルの選択に影響が大きい税制、社会保障制度、雇用システムなどの制度等について重点的に取り上げ、モデルケースによる研究から着手

3 当面のスケジュール

第1回会合（平成13年5月18日）

○本専門調査会における議論の進め方について

第2回会合（平成13年6月8日）

○ジェンダー影響調査について（大澤会長）

○社会制度・雇用システムと女性労働について（永瀬委員）

第3回会合（平成13年7月16日開催予定）

- 女性と社会保障制度について（木村委員）
- 女性と税制について（神野委員）
- モデルケースによる研究について
- 自己評価方法について

第4回以降

- モデルケースの解析内容の報告・検討
- 自己評価方法について関係省庁等からのヒアリング